

本仕様書は募集するにあたって参考として配布するものです。委託契約における仕様書とは異なる場合があります。

千葉県期待しています！シニア人材事業 仕様書

1 事業目的

介護職未経験者のシニア世代（50歳以上の方）を対象に、介護職員初任者研修の実施、職場体験・職場見学の実施、介護事業所等とのマッチング支援をパッケージで実施することにより、介護分野への参入のきっかけを作り、介護の業務に多様な人材の参入促進を図る。

2 委託期間

契約日から令和7年3月31日

3 委託料の上限

6,443,000円（消費税及び地方消費税含む）

※県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用とする。

4 委託業務内容

(1) 介護職員初任者研修の実施等

① 介護職員初任者研修の実施

(ア) 研修内容等

研修カリキュラム、研修会場、講師、補講等については、「千葉県介護員養成研修事業実施要綱」、「千葉県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱」に基づくこと。

(イ) 研修の実施

研修については、以下5圏域内において各圏域1か所以上で実施すること。

○東葛北部・東葛南部圏域

(松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市)

○千葉・市原圏域

(千葉市、市原市)

○印旛・香取・海匝圏域

(成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市)

○君津・安房圏域

(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)

○山武・長生・夷隅圏域

(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)

なお、研修は「通学」又は「通信」の形式で行うことができる。

(ウ) 実施規模

5圏域で50人程度

(エ) 受講料

受託者が受講者から徴収できる受講料は1人につき5万円以内(テキスト代等を含む)とし、不足分については本事業に係る県からの委託料でまかなうこと。

なお、受講料の設定に当たっては県と協議して決めること。

(オ) 留意事項

受講者の募集開始については、原則として研修開始予定日の1か月前までに行うこと。

研修の募集開始や実施には、県からの事業者指定及び研修指定を受けておく必要があるため、県への申請時期については十分注意すること。

② 修了証明書の発行

受託者は、研修の全カリキュラムを修了した受講者を研修修了者として認定し、「千葉県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱」に規定する修了証明書を交付すること。

③ アンケートの実施

受託者は研修修了者に対し、アンケートを実施し、県に報告すること。

④ その他

介護職員初任者研修を受講した者については、(2)や(3)の支援を受けるよう積極的に促すこと。

(2) 職場体験・職場見学の実施

業務内容	<ul style="list-style-type: none">・(1)の支援を受けた者、職場体験・職場見学に興味のある者に対し、介護施設等での職場体験・職場見学を実施する。・職場体験・職場見学の参加者アンケートの作成及び配布、回収、集計を行う。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・職場体験・職場見学は、希望者に対し1人1回、3日間を目安とする。・対象者のニーズに合った、施設・事業所を紹介できるよう、「訪問系」、「通所系」などを含む多様な体験先の開拓を行うこと。・職場体験等を行う際には、受託者が職場体験先と十分な連携を図り、実施すること。・職場体験時の事故等に備え、ボランティア保険等に参加すること。(保険料は受託者の負担とする。)・職場体験等を実施した者については、積極的に(3)の支援を受けるよう促すこと。

(3) 介護事業所等とのマッチング支援

事業内容	<ul style="list-style-type: none">・(1)又は(2)の支援を受けた者、介護分野での就労を希望する者に対し、県内の介護施設・事業所、福祉人材センター等関係機関と連携し、マッチング支援を実施する。・利用者に対する相談・面接対策等、就業に必要な支援を実施する。
------	---

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の求職者のニーズに合った施設・事業所を紹介できるよう、「訪問系」、「通所系」などを含む多様な職場の開拓を行うこと。 ・必要に応じ、ハローワーク等への同行や、面接対策、就職説明会等への参加を促すなど、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行うことにより、マッチング支援を実施できる体制を整備すること。 ・マッチング支援の際にはマッチング先と十分な連携を図り、実施すること。 <p style="margin-left: 40px;">また、千葉県福祉人材センター、ハローワーク等や既存の取組などとも連携を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング支援希望者に対し、千葉県福祉人材センターで実施する「福祉人材バンク」への登録を促すこと。
------	---

(4) 事業の周知・広報活動

多くのシニア世代が本事業を活用できるよう、県内での事業説明会の実施、チラシの作成・配布、広報誌への掲載、インターネット等による周知・広報活動を実施する。

周知・広報活動を行うに当たっては、千葉県福祉人材センター、千葉県ジョブサポートセンター、県内ハローワークなどの関係機関と十分な連携を図るとともに、退職者や退職予定者の参加が見込めるよう、県内企業や商工会議所などを通じた広報も積極的に実施すること。

(5) その他独自提案（任意とする。選考会議における加算対象。）

上記のほか、予算の範囲内において、本事業の目的達成に効果的な独自提案がある場合は実施できる。

なお、(1) から (4) の項目で示した事業の効果・水準の向上を目的とした場合も本項目の対象とする。

(6) 実施上の留意事項

介護職員初任者研修の実施、職場体験・職場見学の実施、介護事業所等とのマッチング支援については、パッケージで実施することが望ましいが、対象者の希望によりそれぞれの支援を単独で実施することも可能とする。

5 その他

(1) 本業務の遂行に当たっては、委託者である本県と連携を密にし、疑義が生じた場合は、受託者、委託者双方が協議の上、これを処理する。

(2) 本業務により得られたデータ及び記録は、本県に帰属するものとし、本県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(4) 本業務の遂行に当たっては、知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である本県から提供された資料は、第三者に提供したり目的以外に使用したりしないこと。

(5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(6) 本業務の遂行に当たって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、県に報告すること。

受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に県に報告し、対応を協議すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定する。